

武雄温泉保養村キャンプ場等利活用事業公募型プロポーザル実施要領

1. 公募型プロポーザルの趣旨

本実施要領は、武雄温泉保養村におけるキャンプ場等利活用事業（以下「本事業」という）を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

本事業を実施しようとする事業者は、本要領に基づき必要な手続きを行うものとする。

2. 事業の概要

(1) 事業名

武雄温泉保養村キャンプ場等利活用事業

(2) 事業内容

武雄温泉保養村キャンプ場等利活用事業公募仕様書による。

(3) 事業手法

事業用定期借地(10年以上50年未満)とし、期間は事業者の提案による。

3. 参加資格等

(1) 参加資格要件(必須条件)

プロポーザル参加資格は、次の条件を全て満たすこととする。

- ① 令和3年度及び令和4年度入札参加資格審査申請書を武雄市に提出し、登録されていること。入札参加資格については、測量・建設コンサルタント等又は物品・製造・庁舎維持管理業務委託等のいずれかに登録されていること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- ③ 武雄市暴力団排除条例第2条第1号から同条第4号までに規定するものでないこと(佐賀県暴力団排除条例第2条第2号から同条第4号までに該当するものでないこと。)
- ④ 佐賀県及び県内市町の委託業務にかかる指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律154号)による更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続き開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けたものを除く。
- ⑥ 事業候補者として選定された場合、提案した事業計画を自ら適切に実施できる体制にあり、事業実施に必要な免許、知識、経験、技術的能力及び資力、経営能力をもつ者を確実に配置できること。

(2) 協力者(協力事務所)

本事業に関する専門分野について、協力者(協力事務所)を加えることができる。ただし、この協力者となったものは、責任をもって、事業計画に基づいた役割を担う意思と能力を持つものであること。

また、この協力者(協力事業所)となったものは、(1)の資格要件に関わらず、本プロポーザルにおける参加資格をもたず、重複して協力者(協力事業所)となることはできない。

4. 参加資格の審査

(1) 本提案競技へ参加を表明しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

参加表明書【様式1-1】、誓約書【様式1-2】

(2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者、又は参加資格に満たないものは、提案競技に参加することができない。

5. 提案の手続き等

(1) 事業者選定までのスケジュール

内容	期間
実施要領等の交付	令和3年11月5日(金)から
質問書の受付	令和3年11月22日(月)午後5時(必着)まで
質問書への回答	令和3年11月25日(木)まで
参加表明書の受付	令和3年11月26日(金)午後5時(必着)まで
参加資格確認結果通知	令和3年12月1日(水)頃
提案書等の受付	令和3年12月14日(火)午後5時(必着)まで
書類選考の結果の通知(注1)	令和3年12月16日(木)頃
選定委員会開催日 (プレゼンテーション開催日)	令和3年12月21日(火)~23日(木)のいずれか予定
選定結果の通知	令和3年12月下旬

(注1) 参加者数が5を超える場合は、提案書の締め切り後、事業者選定に関する委員会を開催し、書類選考により選定委員会(プレゼンテーション)の対象者を絞り込むことがある。

① 実施要領等の交付

■ 交付期間 : 令和3年11月5日(金)から

ただし、執務時間外、及び土日・祝日等の休日は交付しない。

■ 交付場所 : 武雄市商工観光課、武雄市ホームページよりダウンロード可

② 質問書の受付、回答

- 質問受付期間：令和3年11月5日（金）～11月22日（月）
- 提出書類：質問書【様式2】
- 提出方法：FAX 又はEメールで提出すること。ただし、提出する場合は、事務局に対し電話で着信の確認を行うこと。
- 回答最終日：令和3年11月25日（木）
- 回答方法：すべての質疑回答を参加表明者全員に通知する。

③ 参加表明書の受付

- 提出期限：令和3年11月26日（金）午後5時（必着）まで
- 提出場所：武雄市商工観光課
- 提出書類：参加表明書【様式1-1】、誓約書【様式1-2】
- 提出方法：持参、郵送 ただし、担当者に受領したことを必ず確認すること。
- 提出部数：1部

④ 参加資格確認結果の通知

令和3年12月1日頃に参加表明者全てに対し、書面によりその旨を通知する。

⑤ 提案書等の受付

- 提出期限：令和3年12月14日（火）午後5時（必着）まで
- 提出書類：以下の書類を提出すること。

(ア) 提案書【様式3-1～7】

- ・ 提案書表紙 【様式3-1】 ※A4 サイズ1枚
- ・ 事業実施体制 【様式3-2】 ※A4 サイズ1枚
- ・ 予定担当者の経歴等 【様式3-3】 ※A4 サイズ必要枚数
- ・ 概要版 【様式3-4】 ※A3 サイズ1枚
- ・ 事業計画 【様式3-5】 ※A3サイズ6枚以内
- ・ 収支計画 【様式3-6】 ※A3 サイズ必要枚数
- ・ 土地借受希望価格書 【様式3-7】 ※A4 サイズ1枚

(イ) 事業所概要【任意様式、企業パンフレット等でも可】複数の事業者がグループを構成して参加しようとする場合は、全事業者の事務所概要を添付すること。

- 提出場所：武雄市商工観光課
- 提出方法：持参、郵送 ただし、担当者に受領したことを必ず確認すること。
- 提出部数：正本1部、副本9部

⑥ 選定委員会開催日（プレゼンテーション開催日）

選定委員会において、提案内容をより理解するため、提案書にかかるプレゼンテーションを次のとおり行う。

■ 実施方法

(ア) プレゼン20分、質疑応答10分とする。

(イ) 1者ずつの呼び込み方式とする。対面の場合は、スクリーン及びプロジェクターは市が用意する。新型コロナウイルス感染症拡大等により Web で行う場合は、詳細について別途通知する。

(ウ) 提案追加資料の配布等は禁止するが、提出された提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

■ 実施日時及び場所

実施日は、令和3年12月21日（火）～23日（木）のいずれかの予定とし、場所及び時刻等については、別途通知する。

⑦ 優先交渉権者等の決定

・プレゼンテーションにより審査し、最低基準点に達したもののの中から優先交渉権者及び次点交渉権者を1者ずつ選定する。

⑧ 選定結果の通知

審査結果については、提案書を提出した者すべてに文書で通知する。

⑨ 契約の締結

・選定した優先交渉権者（優先交渉権者が応募資格を満たさないと判断された場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点交渉権者）と交渉し、契約手続きを進めるものとする。

6. 選定委員会

(1) 選定を行う委員会は「武雄温泉保養村キャンプ場等利活用事業選定委員会」とする。

(2) 選定委員構成メンバーは、市内及び県内観光関連団体、対象地関係団体で構成する。

(3) 審査方法等選定委員会会議は、非公開とする。ただし、優先交渉権者及び審査講評については、武雄市ホームページで公表する。

(4) 評価基準

- ・ 類似業務の実績や事業実施体制の構築等による実行性
- ・ スケジュール、収支計画等の妥当性及び現実性
- ・ 提案内容のコンセプト、土地利活用の方針、着眼点、創造性
- ・ 集客・情報発信の工夫や施設の維持管理能力
- ・ 土地賃借希望価格の妥当性
- ・ 武雄温泉保養村キャンプ場等整備に関するサウンディング型市場調査への参加

7. 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ・ 提出書類に虚偽の記載をしたもの
- ・ 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの

8. その他留意事項

- (1) 提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 全ての提案書は返却しない。但し、提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。
- (3) 本プロポーザルにかかる情報開示請求があった場合は、武雄市情報公開条例に基づき提案書等を公開する場合がある。
- (4) 提出期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (5) 提案者が1者であっても本提案競技は実施し、審査の結果業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を優先交渉権者とする。
- (6) 優先交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法及び同法施行令に基づく契約手続きの完了までは、市との契約関係を生じるものではない。
- (7) 契約にあたっては、優先交渉権者と仕様等について協議、調整を行った上で締結する。

9. 問い合わせ先

武雄市営業部商工観光課

住 所 〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10

電話番号 0954-23-9237 FAX 番号0954-23-3816

E-mail syoukougankou@city.takeo.lg.jp